

令和 8 年 6 月 15 日

学校法人北辰学堂

理事長 松尾 英孝 様

学校法人北辰学堂

監 事 田 中 克 良 

監 事 中 村 剛 

私たちは、私立学校法第52条第1項及び学校法人北辰学堂寄附行為第67条第1項の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査いたしました。

#### 1. 監査方法の概要

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 学校法人の財務に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 計算関係書類等及び財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。